

# 支援員から見た、 特定地域づくり事業協同組合の 特徴と導入ポイント

おきなわ地域活性化施策活用促進支援員

叶 達也(一般社団法人プロモーションうるま)

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣  
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

## 人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

## 特定地域づくり事業協同組合員



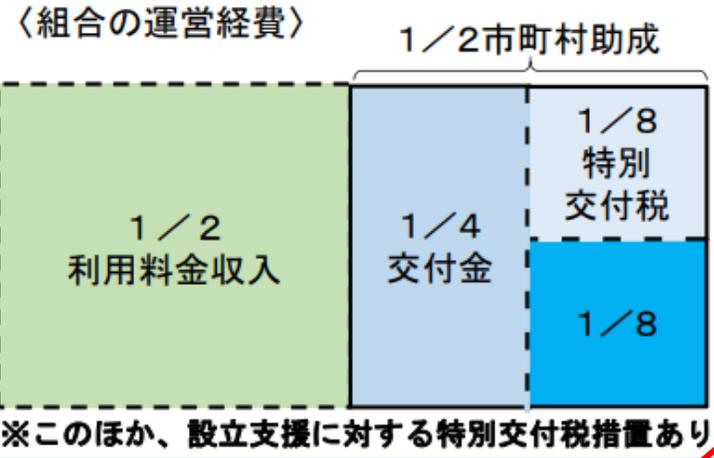
人材 派遣      利用 ↓ 料金

特定地域づくり事業協同組合  
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

財政支援

認定

## 市 町 村



都道府県

情報提供  
助言、援助

# 特定地域づくり事業協同組合のメリット(例)

	課題(例)	メリット
事業所にとって	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人手不足</li> <li>• 募集をかけても応募がない。なかなか集まらない</li> <li>• 繁忙期と閑散期の差が大きく、人手の確保が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個々の事業所ではなく、「組合」として無期雇用職員を採用→組合から各事業所へ職員を派遣する形</li> <li>• 繁忙期などに人手を確保できる</li> <li>• 複数の仕事を経験してもらい、その人に合う仕事があったら組合は卒業して直接事業所に就職してもらうことも制度の趣旨の一つ</li> </ul>
地域にとって	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の担い手が足りない</li> <li>• 人口流出がとまらない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の担い手を確保できる</li> <li>• 域外から人材を呼び込み、定住してもらえる</li> </ul>
働く人にとって	<ul style="list-style-type: none"> <li>• パートや季節的な仕事だと収入や生活が安定しなかったり、社会保険に入れなかったりする</li> <li>• 移住したいが、適した仕事を見つけるのが難しい</li> <li>• 地域でいろいろな仕事を経験してみたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 組合が無期雇用で採用するため、社会保険にも加入、一定の給与水準が確保できる、生活が安定する</li> <li>• 複数の仕事を経験し、自分に合った仕事を探せる→組合を卒業し、直接事業所へ就職することもできる</li> <li>• 移住のための仕事確保の一つの手段としても</li> </ul>

# 特定地域づくり事業協同組合制度における地方公共団体に対する財政支援

## (1) 組合設立に対する財政支援(認定前)

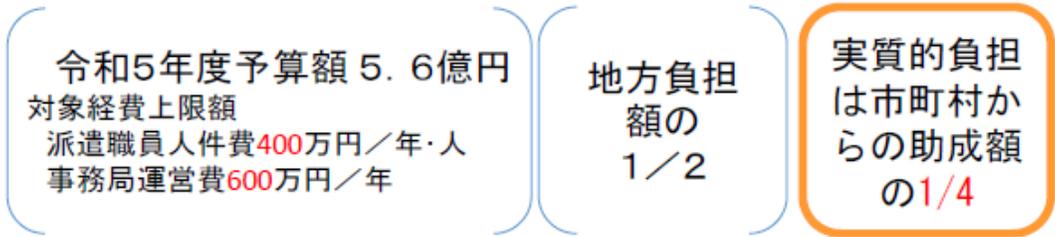
組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費(上限額300万円)の2分の1を特別交付税措置

- ① 設立時の財産的基礎形成への支援(寄付金等)
- ② 設立準備への支援(調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等)

※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

## (2) 組合運営費に対する財政支援(認定後)

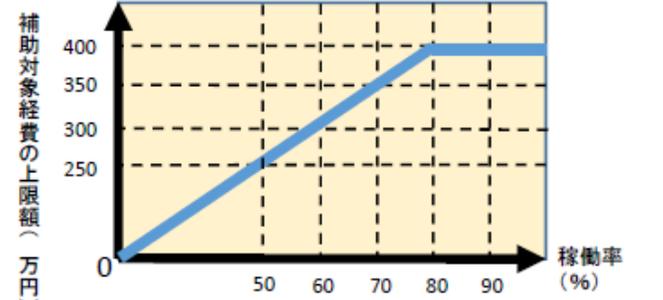
組合運営費について、2分の1までの範囲で地方公共団体が組合へ支援した額の2分の1を交付金により支援  
 (例) 派遣職員6名の人件費及び事務局運営費 年間3,000万円



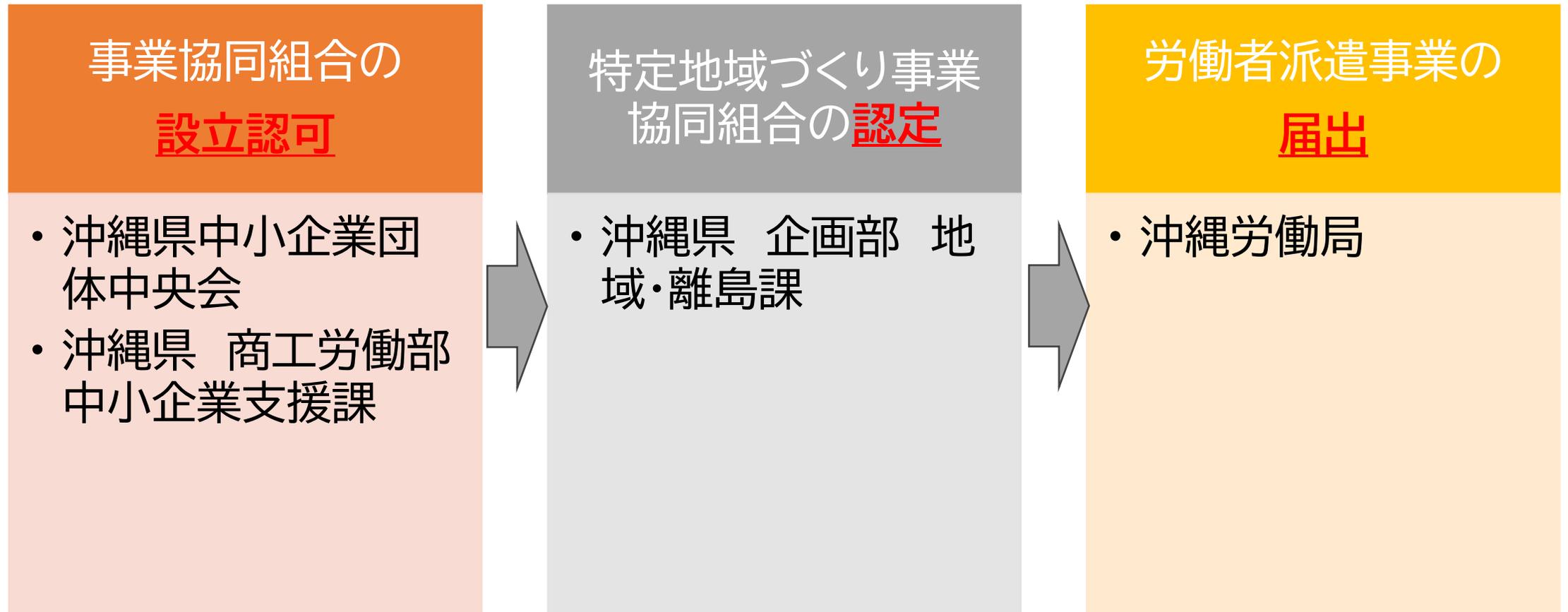
### 【留意点】

- ① 複数の事業者への職員派遣  
 ・派遣職員の一の事業者での労働時間は  
 総労働時間の**8割以内**  
 ※**8割を超える場合は**、当該派遣職員の  
 人件費は**全額が対象外**
- ② 労働需要に応じた職員の確保  
 ・派遣職員の稼働率が**8割未満**の場合は  
 上限額を**稼働率に応じて漸減**

<稼働率に応じた派遣職員人件費の補助対象経費の上限額>



# 設立や認可、届出に係る三段階がある



☆事前に各機関と相談しながら、設立準備を進める

# 基本的なプロセス

プロセス	項目	内容例
1	事前準備(事業者・市町村・関係団体間の相談・調整)	人口急減地域であることの確認 関係者間の以下のような調整・支援が見込めることの確認 ・ 組合員となる事業者の確保、派遣職員確保の見込み ・ 事務局職員や事務局スペースの確保 ・ 市町村による組合設立・運営に係る財政支援 等
2	事業計画(案)の作成	・ 設立時の財産的・経理的基礎の見通し(組合員からの出資、市町村からの財政支援) ・ 派遣職員の人件費、事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町村からの財政支援等の見通し、それらに基づく収支見通し ・ 年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援 等
3	関係機関への事前相談	前項のプロセスと併行して実施(前ページの各相談先へ)
4	事業協同組合の設立認可手続き	・ 発起人の選定(4事業者以上) ・ 定款等必要書類の準備 ・ 創立総会の開催 ・ 認可申請書の提出→認可 ・ 出資金の払込、及び設立登記など
5	特定地域づくり事業協同組合の認定手続き	県と事前相談・確認した申請書類等を提出→県の確認・認定
6	労働者派遣事業の届出	労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出→労働局の確認・受理
7	事業開始	

# 設立時の課題(例)

項目	内容
地域における制度に対する理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>• まずは知ってもらうこと</li><li>• →事業者説明会の開催や事業者への個別説明等</li></ul>
組合員(事業者)の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>• 組合設立には、発起人として最低4事業者が必要</li><li>• 制度の趣旨を理解いただいた上での参加(出資金等も必要になる)</li><li>• 具体的な設立に向けた合意形成のプロセス</li><li>• 理事長の選出や事務局長の選定も必要</li></ul>
行政の支援と予算化	<ul style="list-style-type: none"><li>• 市町村での予算化が必要となるため、首長や議会、地域の理解が必要</li><li>• 行政の担当者は、役場内での理解促進や意思決定、申請書類等の作成や設立に向けたサポート業務が発生</li></ul>
事務局担当者(事務局長)の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>• 組合の設立(及び運営)において様々な業務が必要なため、事務局長人材は特に重要(後述)</li></ul>
派遣料金と派遣職員の賃金水準のバランスの決定	<ul style="list-style-type: none"><li>• 賃金が低いと、派遣職員の採用が難しい</li><li>• 賃金を上げるために派遣料金を高く設定すれば、組合員の負担が大きくなる</li><li>• 地域の賃金水準も考慮</li></ul>
派遣職員の住まい確保	<ul style="list-style-type: none"><li>• 住居不足の地域では住まいの確保が課題</li></ul>

# 運営時の課題(例)

項目	内容
派遣職員の募集と情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>ハローワークやHP、SNS等を活用した募集活動、組合制度や業務の特徴(マルチワーク)等についての情報発信が必要</li><li>「SMOUT」など民間募集サイトの活用も(スカウトメールの活用等)</li><li>無期雇用のため基本的に解雇は難しい。誰でもよいというわけではない</li></ul>
派遣職員の確保と組合の運営	<ul style="list-style-type: none"><li>運営費の1/2は利用料(派遣料)収入による</li><li>「派遣職員が集まらない」→「派遣できない」→「収入が入らない」</li><li>派遣事業での黒字運営には一定数の派遣職員が必要</li></ul>
組合員(事業所)の追加や、脱退にも対応	
補助金だけでなく、収益事業も要検討	<ul style="list-style-type: none"><li>特に派遣職員が少ない場合、収入に比べて運営費がかさむ</li><li>派遣事業以外に収益事業も検討</li><li>(例)有料人材紹介事業、移住定住事業の受託 等</li></ul>

# 事務局人材の重要性

項目	内容
事務局の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域との繋がり、事業所や地域の団体との関係性が重要となる</li><li>• 事業所との調整も大切…事業所は基本人手が欲しいが、派遣職員の数に限られており、本人の希望もあり、組合に入っているからといって必ず派遣できるわけではない</li><li>• 事業計画、収支計画、実績報告など事務仕事も多く、必要とされるスキルも多岐にわたる</li></ul>
派遣職員管理	<ul style="list-style-type: none"><li>• 派遣先のシフト組み</li><li>• 職員の労務管理、給与業務、人材募集活動 等</li></ul>
労働者派遣法上の派遣元責任者となる	<ul style="list-style-type: none"><li>• 労働法令の理解と適切な運用</li><li>• 特に労働者派遣法の遵守(派遣が禁止されている業務も)</li><li>• 教育訓練の実施やキャリアアップ支援も必要</li></ul>

☆役場のOB・OGや地域おこし協力隊OB・OG、地域で活動している地域づくり会社など、もともと地域と繋がりのある方が事務局長に着任する例が多い

# 組合導入検討にあたってのポイント

## 組合事務局長と役場担当者は車の両輪

- 事務局長となってくれそうな人材(意欲、能力とも)がいるか
- 役場の担当者の熱意

## 組合員となり得る事業者は4事業所以上いるか

- 本制度の趣旨を理解し賛同してくれる事業者が必要
- 単に「労働力を派遣してくれる制度」という認識だと、運営で齟齬が生じる可能性も(派遣職員は限られており、人手がほしいときに派遣できないこともある)
- 「地域づくりのため」という理解の共有が必要

## 首長や議会の理解は得られるか

- 市町村の予算化・財政負担が必要

# (参考事例)えらぶ島づくり事業協同組合

- 【設立】沖永良部島の和泊町と知名町の2自治体が共同で設立
  - 組合設立:令和3年4月13日、特定地域づくり事業協同組合認定 5月25日、労働局届出 6月17日
- 【構成】(令和5年5月時点)
  - 10事業者 和泊町7・知名町3 (内訳)農業、ホテル・旅館、診療所、老人福祉介護、総合スーパー、情報通信業
  - 派遣職員12名(Iターン11、Uターン1) ※派遣職員の人件費は各町への派遣割合で按分 事務局運営費は折半
- 【派遣職員の採用方法】
  - 主にSMOUTのスカウト機能を活用(「興味ある」クリックした人にリーチ、オンラインで面談等)
  - 「島の人事部」として、特定地域づくり事業協同組合の派遣職員だけでなく、事業所への直接の職業紹介、地域おこし協力隊としての採用(後述)など複数のルートへ紹介
- 【住まい】 移住定住促進住宅やシェアハウス、空き家バンクを活用
- 【収益事業】
  - 有料職業紹介事業…町の予算上、派遣職員を無制限に増やせない。人材を求人事業者に斡旋し手数料をもらう(事業収入の第二の柱)
  - 地域おこし協力隊の採用支援
  - 移住・定住促進事業…オンライン交流会や移住体験ツアーを実施。情報発信や相談対応等の組合への委託も検討中
- ホームページ <https://erabu.or.jp/home>

# 特定地域づくり事業協同組合導入の 2つのパターン

- 大きく分けて、地域が主導して行政を巻き込むパターンと、行政が主導して地域を巻き込むパターンがある
- 地域主導型(例)
  - 五木村複業協同組合…五木村でもともと活動していた地域づくり会社(株式会社 日添)が提案し、事務局も運営
  - えらぶ島づくり事業協同組合…沖永良部島の和泊町地域おこし協力隊OBの金城真幸氏が役場に制度導入を提案。組合事務局長を務める
- 行政主導型(例)
  - みやこ地域づくり協同組合…宮古島市役所担当者から地域事業者へ働きかけ
- 本日は、両方のパターンの組合からお話を伺います。

# 参考サイトURL

- 総務省 特定地域づくり事業協同組合ページ(制度概要、法律、交付金要綱、事例調査 等)
  - [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/tokutei\\_chiiki-dukuri-jigyuu.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html)
- 沖縄県 地域・離島課 特定地域づくり事業協同組合ページ(事務取扱要領、申請様式 等)
  - <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chiikirito/ritoshinko/tokuteichikizukuri-kyodokumiai.html>
- 沖縄県中小企業団体中央会
  - <https://www.ocnet.or.jp/>
- 厚生労働省 沖縄労働局
  - <https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/home.html>
- 五木村複業協同組合
  - <https://itsuki-work.weebly.com/>
- みやこ地域づくり協同組合 Instagram(HPは作成中)
  - [https://www.instagram.com/miyako\\_tokuteichiiki/](https://www.instagram.com/miyako_tokuteichiiki/)

# ご清聴ありがとうございました

- 続いて、沖縄県中小企業団体中央会より、「組合の設立手続きと中央会による支援内容について」お話しいただきます